

行政機関と民間事業者の義務

不当な差別的取り扱いをすることは、国の行政機関・地方公共団体も民間事業者も禁止されます。

合理的配慮については、国の行政機関・地方公共団体は必ず行う法的義務ですが、民間事業者はできるだけ行う努力義務です。

	不当な差別的取り扱い	障害がある人への合理的配慮
国の行政機関・ 地方公共団体など	 禁止	 法的義務 合理的配慮を行わなければならない
民間事業者 ※個人事業者、 非営利事業者も含む	 禁止	 努力義務 合理的配慮を行うよう努めなければならない

障害を理由とする差別があったときには

行政機関の相談窓口申し出てください。内容に応じて、行政相談委員による行政相談や、法務局・地方法務局・人権擁護委員による人権相談などさまざまな制度により対応しています。

また民間事業者によって繰り返し障害を理由とする差別が行われ、自主的な改善がされない場合は、その民間事業者の事業を担当する大臣が、民間事業者に対し報告を求めることや、助言・指導・勧告を行うことになっています。

障害者差別解消法 Q & A

Q「合理的配慮」の
具体的な例は？

A 個別のケースで
異なります

典型的な例としては、

- 車いすの人が乗り物に乗るときに手助けをすること
- 窓口で、筆談や読み上げなど、障害のある人の障害の特性に応じたコミュニケーション手段で対応するなどが挙げられます。

Q 日常生活で個人的に
障害のある人と接する
ときもあてはまる？

A 個人的な関係は
対象にはなりません

この法律では国の行政機関・地方公共団体、民間事業者を対象にしており、一般の人が個人的な関係で障害のある人と接するような場合や、個人の思想・言論といったものは対象にはなりません。

Q 雇用における差別も
この法律の対象？

A 雇用については
障害者雇用促進法に
定められています

雇用の分野における差別については、相談や紛争解決の手段を含め、障害者雇用促進法に定めるところによります。

障害者差別解消法が 施行されます

障害を理由とする差別の解消を推進し、全ての人が分け隔てなく人格と個性を尊重し合いながら共存するために、4月1日から「障害者差別解消法」が施行されます。

問高齢障害課 ☎2522、人権課 ☎5080

この法律では主に、国の行政機関や地方公共団体、民間事業者が「障害を理由とする差別」を行うことを禁止しています。



▲サポートマーク（障害のある方が配慮を必要としていることを示すマーク）
※山口県が作成

障害を理由とする差別とは？

● 不当な差別的取り扱い

障害を理由として、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりするような行為

（例）障害があるという理由だけで、スポーツクラブに入れない、アパートを貸してもらえない、車いすだからといって入店できないなど

● 障害のある人への合理的配慮の不提供

障害のある人やその家族から、何らかの配慮を求める意思表示があった場合に、負担になり過ぎない範囲での社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行わないこと

（例）聴覚障害のある人に声だけで話す、視覚障害のある人に書類を渡すだけで読み上げない、知的障害のある人に分かりやすく説明しないなど

社会的障壁とは？

障害のある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなもののことです。

○ 社会における事物

通行・利用しにくい施設や設備など

○ 制度

利用しにくい制度など

○ 慣行

障害のある人の存在を意識していない慣習・文化など

○ 観念

障害のある人への偏見など



（例）街なかの段差
3 cm程度の段差で車いすは
進めなくなります



（例）書類
難しい漢字ばかりでは
理解しづらい人もいます



（例）ホームページ
全て画像だと読み上げ
ソフトが機能しません